

[事案 24-72] 新契約および転換契約無効確認請求

・平成 24 年 10 月 22 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

募集人による不適切な勧誘があったとして、契約を無効として、既払込保険料の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 6 月に定期付終身保険（転換。①契約）、平成 7 年 5 月にこども学資保険（②契約）を契約した。募集人からは、契約時、①契約については、保険料は商品変更しない限り生涯変更しないと言われていたが、実際には平成 25 年 6 月以降に保険料が増加することが判明した。②契約については、契約時、募集人と一切面談しておらず、説明を受けていない。したがって、①契約及び②契約ともに契約を無効にし、支払った保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、申立人及び申立人の配偶者に対し、①契約及び②契約の内容を説明しており、保険契約の内容が説明されていないとの事実はない。
- (2) 以下の事実から、契約意思がなかったはいえない。仮に、契約意思がなかったとしても追認行為と評価できる。
 - ・ ①契約及び②契約の申込書、告知書等が申立人自身の署名であること。
 - ・ ①契約の入院給付金請求についても、申立人自身の署名によるものであること。
 - ・ ①契約の死亡保険金、指定代理請求人の変更請求を申立人自身が行っていること。
 - ・ ①契約及び②契約の保険証券の再発行請求を申立人自身が行っていること。
 - ・ ①契約及び②契約の保険料払込方法請求等保険料についての書類についても自ら署名していること。
 - ・ ②契約の据置金、満期保険金等の請求は、申立人の署名によってなされていること。
- (3) 申込書は、申立人自らの署名によるものであるから、無権代理行為の主張は失当である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立てを受理し審理を行う予定であったが、申立人が逝去した。申立人逝去の場合、法律上、申立人の相続人と（申立人逝去による死亡）保険金受取人間で利害が対立する場合があつて、法律関係が複雑化するおそれがあること、さらに本件においては審理手続上、当事者である申立人本人からの事実関係に関する事情聴取が必要となる可能性があるが、これを実施することができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 4 号により、裁定手続を打ち切ることとした。